

平成24年(ワ)第3671号・平成25年(ワ)第3946号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

## 原告第79準備書面

—避難困難性の敷衍(原告西村敦子の個別事情について)—

2021年(令和3年)5月18日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人 外

原告第6準備書面において、避難困難性について述べたが、本準備書面では、京都府京都市居住している原告西村敦子の個別事情をもとに、避難困難性について述べる。

## 1 原告西村敦子について

原告西村敦子は、実家は、滋賀県大津市膳所、現在は、京都市中京区在住の会社員であり、修学院で家庭用菜園を営んでいる。原告西村敦子は、市民活動で雑誌や書籍の取材や編集をしており、3・11以前から雑誌の特集で原発問題を扱うなどしてきた。

## 2 舞鶴市原子力災害住民避難計画について

### (1) 避難計画の策定

2013（平成25）年3月、舞鶴市防災会議によって、「舞鶴市原子力災害住民避難計画」（以下「舞鶴市避難計画」という（甲77号証））が策定された。同避難計画は、2016（平成28）年3月29日付で改定された（以下「平成28年3月29日避難計画」という。）（甲438）。

### (2) 避難計画の問題点

舞鶴市避難計画の問題点については、原告第17準備書面・原告第50準備書面・原告第73準備書面に記載したが、平成28年3月29日避難計画（甲438）は、避難先として、京都市内（64,033人）、宇治市（13,131人）、城陽市（5,665人）、向日市（3,295人）を指定している。しかし、このような大多数の避難者の具体的な避難施設及び避難方法については、何ら定められておらず、「今後、関係市と調整の上、決定することとする」とされているに過ぎない。

### (3) 舞鶴市避難計画の改定

2019（平成31）年3月19日、舞鶴市避難計画が、改定された（甲585）が、原告がこれまで主張してきた問題点は、上記の点を含めて一切解決されていない。

### (4) 避難先としての調整が全く行われていないこと

原告西村敦子自身は、原発の避難問題を考える市民グループといっしょに、京都府や京都市に原発問題について要請に行ったり、京都市の放射能汚染に関する講演会や学習会に参加したりした際に、舞鶴市避難計画において、京都市が舞鶴市民の避難先となっていることを知った。しかし、原告西村敦子は、京都府や京都市による広報でも、町内会の回覧板などのお知らせでも、見たり聞いたりした記憶は全く無い。

原告西村敦子が、2015（平成27）年9月に参加した町内の防災訓練でも、原発事故について一切言及されていなかった。原告西村敦子が居住する町内の役員に対して、原告西村敦子が、「ここも原発から60kmで、大事故が起きたら汚染されるから、その防災訓練がいるんじゃないですか？」と話すところ「このへんは遠いから関係ないよ」と言われており、舞鶴市原子力災害住民避難計画において、京都市が避難先とされていることは、十分に周知されていない。

原告西村敦子が、2019（平成31）年と2020（令和2）年に町内会長を勤めた者に対して、「行政から原発に関する話を聞いたことがあるか」確認したところ、同町内会長からは、「行政から、原発に関する話を聞いたことは一切無い」と言われた。

このように、2013（平成25）年3月に策定されてから、2度の改定を経て、8年が経過した現在においても、舞鶴市原子力災害住民避難計画において、京都市が避難先とされていることが、十分に周知されていないこと自体が、避難計画の非現実性を示している。

### 3 原告西村敦子の個別事情について

原告西村敦子は、大飯原発や高浜原発で大事故が起きたら、福島原発事故の汚染状況などと照らしてみれば、自宅のある地点をはじめ、おそらく京都市のほとんどの地域が、避難をしなければならぬほどの放射能汚染にさらされ、長期避難をせざるを得ないのではと危惧している。

そもそも、原告西村敦子は、原発事故を理由に避難などしたく無いと考えている。事故の状況によっては原告西村敦子の大好きな京都や滋賀の、思い出の詰まった家

や、小さいけれどもずっと両親が手入れをしてきた緑が豊かな庭や、美しい街並みや自然、歴史的・文化的な建造物や、琵琶湖までもが、放射能で汚染されるかもしれない。生まれ育ったこの地域から避難して、何年も何十年も、場合によっては二度と帰って来られないかもしれない。パソコンも本も食器も家具も服も布団も、いつも使っているすべての物が、汚染物として廃棄しなければならないのかもしれない。懐かしい実家も汚染で壊さなければならない可能性がある。市内にある職場の事務所も汚染されて使えなくなるはずである。このような状況を考えるだけでも原告西村敦子にとっては、耐えがたい苦痛である。原告西村敦子は修学院で 50 m<sup>2</sup> くらいの土地で無農薬の家庭菜園をしているが、福井で原発事故が起きた際に、自身の家庭菜園が、汚染されるだろうことを危惧している。

#### 4 大飯原発は今すぐ、廃炉にすべきである

以上のおり、舞鶴市原子力災害住民避難計画は、非現実的であり、仮に、原発事故が起これば、避難することは、困難ため、大飯原発は今すぐに廃炉にするべきである。

以上